

平成25年度 行政監査結果の概要

1 平成25年度テーマ

法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について

2 監査の目的

県では、各種業務の適正化・団体等の健全な運営を確保するため、福祉・医療・環境・食品衛生等、多岐にわたる分野において団体等に対する検査・監査等を実施している。

より効率的・効果的で適切な検査・監査等（以下「検査等」という。）が執行されるよう、県が実施する検査等の状況を監査する。

3 対象事務及び対象機関

監査対象事務 : 50 事務

監査対象機関 : 41 機関（本庁25機関、地方機関16機関）

4 主な監査の着眼点

- 実施要綱等は整備されているか
- 実施計画は適切か
- 実施結果の取扱いが適切か

【行政監査とは】

監査委員による監査の一つとして、財務監査とは別に、地方公共団体の事務の中から特定のテーマを選定し、公正で能率的な行政の確保の観点から行う監査

平成25年度 行政監査の主な結果

1 実施要綱等は整備されているか

	監査結果の概要	措置の方向性	所管部局	頁
実施要領の見直し				
児童福祉施設(児童館)への指導監査	児童福祉施設については、児童福祉法施行令(政令)で、1年に1回以上の実地検査を行うよう定めているが、本県では児童館の実地検査の実施頻度を2年に1回とし、政令で定める基準を下回る実施要領を定めていた。このため、実施要領を法令等に従ったものに改める必要がある。	児童館への実地検査の実施回数については、平成26年4月に県の実施要領を改め、平成26年度から年1回の頻度で実施することとした。	福祉保健部	12

2 実施計画は適切か

	監査結果の概要	措置の方向性	所管部局	頁
実施計画の策定に伴う実施時期の見直し				
建築士法に基づく立入検査(建築士事務所への立入検査)	建築士事務所への立入検査は、建築士法において、必要があると認めるときに実施できるとされている。県では、2月を強化期間と定め検査を実施しているが、年度末であることや、期間が短期であることから、日程調整がつかない等の理由で検査を実施できず、全体的に検査件数が少なくなってしまう状況が見受けられた。このため、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。	建築士事務所への立入検査は、毎年度計画を定め、主に、2月の立入検査強化期間に集中的に実施してきたが、日程調整がつかない等の理由により検査件数が少ない年度もあった。このため、平成26年度から、強化期間を10、11月と1、2月の年2回とすることで、検査対象件数を増やすとともに、定期的な進捗管理を実施し、確実に検査を行える体制を整えることとした。	土木建築部	14

3 実施結果の取扱いは適切か

	監査結果の概要	措置の方向性	所管部局	頁
指導方法(口頭指導・文書指導)の見直し				
食品衛生施設の監視指導	食品衛生施設の監視指導については、指導方法等を毎年度作成する「大分県食品監視指導計画(以下「指導計画」という。)」で定めている。指導計画では、軽微な違反の場合、検査時に食品衛生指導注意票等(以下「注意票等」という。)を交付し、書面で改善指導を行うと定めているが、実務経験の浅い監視員などには、その場で判断することが困難な場合があったことから、口頭指導を行うものの、その場では、注意票等を交付せず、所属で協議した後に交付している例が見受けられた。このため、注意票等を検査時に交付して改善指導を行うと定めていることの意義を検証し、実情に応じた指導方法を検討する必要がある。	食品衛生施設の監視指導時に軽微な違反を発見した場合、違反内容を対象施設に正確に伝えるため、注意票等を交付しているが、指導対象項目について、法令を改めて確認する必要がある場合など現場での判断が困難な場合は、正確を期するため所属で検討したうえで、後日注意票等を交付している。しかしながら、平成25年度までの指導計画では、注意票等は検査現場で交付することとしており、現場で交付することが適切でない場合についても一律の対応を求めていた。このため、平成26年度の指導計画では、検査後に注意票等を交付することを可能とした。	生活環境部	18